

第四章 意匠権

第一節 意匠権

(意匠権の設定の登録)

- 第二〇条 意匠権は、設定の登録により発生する。
- 2 第四十二条第一項第一号〔登録料〕の規定による第一年分の登録料の納付があつたときは、意匠権の設定の登録をする。
- 3 前項の登録があつたときは、次に掲げる事項を意匠公報に掲載しなければならない。
- 一 意匠権者の氏名又は名称及び住所又は居所（改正、昭四五法律九一）
 - 二 意匠登録出願の番号及び年月日
 - 三 登録番号及び設定の登録の年月日
 - 四 願書及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本の内容（改正、平一〇法律五一）
 - 五 前各号に掲げるもののほか、必要な事項（本号追加、平一〇法律五一）
- 4 第十四条第一項〔秘密意匠〕の規定により秘密にすることを請求した意匠に関する前項第四号に掲げる事項は、同項の規定にかかわらず、第十四条第一項の規定により指定した期間の経過後遅滞なく掲載するものとする。

〔旧法との関係〕 八条一項

〔趣 旨〕

本条は、意匠権の設定の登録について規定したものである。一項は意匠権が設定の登録により発生することを定めたもの、二項は設定登録が第一年度の登録料の納付後に行われるべき旨を規定したものである。三項は意匠公報に掲載すべき事項について定めている。四項は秘密意匠に関するものである。秘密意匠の意匠権が発生したときには三項一号から三号までに掲げる事項を意匠公報に掲載し、「願書及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本の内容」は秘密とされる。これは秘密意匠制度の目的からみて当然のことであるが、独占権の対象が公開されない状態を永続させるのは望ましくないので、秘密にすることを請求した期間が経過したときは遅滞なく意匠公報に掲載することにしたのである。

なお、平成一〇年の一部改正において、三項五号を新設した。部分意匠についての意匠権の設定の登録があった場合には、その旨を意匠公報に掲載する必要があること等により、他法（特六六条三項七号、実一四条三項七号、商一八条三項六号）にならない、四号までに規定されていないその他の「必要な事項」について意匠公報に掲載する旨を規定したものである。

〔字句の解釈〕

- 1 〈登録料〉四二条一項
- 2 〈意匠公報〉六六条

（存続期間）

第二十一条 意匠権（関連意匠の意匠権を除く。）の存続期間は、設定の登録の日から二十年をもつて終了する。（改）

正、平一〇法律五一、平一八法律五五)

2 関連意匠の意匠権の存続期間は、その本意匠の意匠権の設定の登録の日から二十年をもつて終了する。(本項追加、平一〇法律五一、平一八法律五五)

〔旧法との関係〕 一二条

〔趣旨〕

本条は、意匠権の存続期間について規定したものである。

一項は、関連意匠の意匠権を除いた通常の意匠権の存続期間について規定しているものである。意匠には流行によって移り変わってゆく非常に短期間の生命しかないものもあるが、輸出用の食器類などには長い間世界各国の人々に愛好されているものも少なくなく、取引業界においても存続期間の延長の要請は強い。意匠は発明や考案の場合と異なり、長期間の独占権を与えても技術開発を阻害するというような事態は生じないと考えられる。詳しくいえば、発明や考案では技術を公開する代償として特許権、実用新案権が与えられるのであるから、特許権、実用新案権の存続期間をあまり長くすると、既に社会一般の常識となった技術がいつでも独占権をほしのままに技術の向上を阻害することになるが、意匠は審美的な観点から保護されるものであるため、存続期間を長くしても弊害は少ない。

外国の立法例も意匠権には通常一五年以上の存続期間を認め、たとえば、ドイツでは最高二五年間の保護が与えられている(平成一九年現在)。また、意匠権とある点で共通の性格を有する著作権は、ベルヌ条約加盟国においてでは作者の死後五〇年以上存続しなければならず、商標権は何回でも存続期間を更新することができる永久の権利と考えられている。このような事情を考慮して旧法では設定の日から一〇年であった意匠権の存続期間を昭和三四年制定の現行法において一五年に延長し、さらに、平成一八年の一部改正において二〇年に延長し、権利の保護を強化したのである。

二項は、平成一〇年の一部改正において新設された規定であり、関連意匠の意匠権の存続期間について規定したものである。本意匠とその関連意匠の意匠権については権利の重複部分が生じることとなることから、関連意匠の意匠権は、関連意匠の意匠権の設定の登録が本意匠の意匠権に遅れた場合でも、権利の重複部分に関して権利の実質的な延長が生じないようにするために、関連意匠の存続期間は本意匠の設定登録の日から起算する旨を規定している。

ただし、本意匠の意匠権が、存続期間の満了以外の理由、すなわち、①意匠権の放棄、②登録料の不納付、③無効審決の確定を理由として消滅した場合については、本意匠と関連意匠の整理が便宜的なものであり、各々の意匠が同等の創作的価値を有することを踏まえ、関連意匠同士の関連性は維持しつつ、関連意匠の意匠権は存続するものとする。

(関連意匠の意匠権の移転)

第二条 本意匠及びその関連意匠の意匠権は、分離して移転することができない。

2 本意匠の意匠権が第四十四条第四項の規定により消滅したとき、無効にすべき旨の審決が確定したとき、又は放棄されたときは、当該本意匠に係る関連意匠の意匠権は、分離して移転することができない。

(改正、平一〇法律五一)

〔旧法との関係〕 八条三項

〔趣旨〕

本条は、平成一〇年の一部改正において、関連意匠制度の創設に伴って改正された規定である。本条は、従来、類似意匠の意匠権に関する規定であったが、類似意匠制度の廃止に伴い当該規定を削除し、新たに本意匠及びその関連意匠の意匠権について移転できない場合に関して規定したものである。

一項は、関連意匠が登録されている場合、本意匠及びその関連意匠の意匠権について移転が可能であるのは、それらを一括で移転する場合のみであり、分離して移転することができない旨を規定している。

これは、本意匠及びその関連意匠の意匠権について、それらの一部のみが移転された場合やそれらが別々の者に移転された場合に、本意匠とその関連意匠の意匠権の重複部分について二以上の者に排他権が成立することになり、同一意匠権者のもとのみ権利の重複を認める関連意匠制度の制度趣旨に反するものとなるからである。

二項は、存続期間の満了以外の理由で本意匠の意匠権が消滅した場合、その本意匠に複数の関連意匠が登録されているときは、一度設定された権利関係の安定を図るために、それらの関連意匠の意匠権は分離して移転することができない旨を規定したものである。

(意匠権の効力)

第二三条 意匠権者は、業として登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する。ただし、その意匠権について専用実施権を設定したときは、専用実施権者がその登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する範囲については、この限りでない。

〔旧法との関係〕 八条二項

〔趣旨〕

本条は、意匠権の効力について規定したものである。意匠権は特許権、実用新案権と同じく抽象的なアイデアの保護に関する権利である。そして、特許権、実用新案権の効力は発明または考案の同一性の範囲に及びるのであるから、意匠権についてもそれと同様の構成で「登録意匠及びこれに類似する意匠」を業として実施をすることができるとし

た。旧法の下では、自己の登録意匠と類似する意匠が他人の登録意匠とも類似している場合には、意匠権者はその類似する意匠の実施をすることができないが、本条のように規定した結果、自己の登録意匠に類似する意匠については他人の登録意匠と類似する場合でも実施をすることができることになる。

ただし、出願日が先である意匠権を優先させることにし、二つの登録意匠の類似範囲が重なり合う場合には、出願日が後である意匠権はその重複する部分については実施をする権利を有しないことになるという構成をとった(二六条二項)。意匠権者甲の登録意匠A及び意匠権者乙の登録意匠Bに類似する意匠をCとし、甲が乙よりも先に出願したと仮定すると、甲が独占的に実施できるのは、AとC、乙の意匠権の範囲はB(BとCでなく)である。甲、乙の出願が同日の場合には相互に関係なく類似の意匠Cを実施することができる。

〔参考〕

〈意匠権の分割移転制度の廃止〉旧法一六条は「意匠権ハ第五条ノ規定ニ依リ指定シタル物品ニ依リ之ヲ分割シテ移転スルコトヲ得」と規定していたが、新法ではこの制度を廃止した。分割移転は、意匠を現わす物品を指定する場合には、一類別(旧施行規則二〇条参照)の範囲内において二個以上の物品にわたって指定することができるという前提で設けられたものと想像されるが、意匠の特性から現実には物品の指定は一つに限られ、この制度を活用する余地がない。ただ組物の意匠についてはやや問題であるが、この場合は併合出願を認めて出願手数料を実質的には安いものとしているので、その代償として分割移転を廃止しても不当な結果を生じないと考えられ、結局、分割移転制度は全面的に廃止することとされたのである。

(登録意匠の範囲等)(見出し改正、平一八法律五五)

第二四条 登録意匠の範囲は、願書の記載及び願書に添附した図面に記載され又は願書に添附した写真、ひな形若

しくは見本により現わされた意匠に基いて定めなければならない。
2 登録意匠とそれ以外の意匠が類似であるか否かの判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行うものとする。(本項追加、平一八法律五五)

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣 旨〕

一項は、登録意匠の範囲について規定したものである。意匠は物品の外観であることから、登録意匠の範囲は願書に添付された図面、写真、ひな形又は見本により表された意匠及び願書の記載（意匠に係る物品、意匠に係る物品の説明及び意匠の説明の欄の記載並びに部分意匠の欄の有無）に基づいて定められる。特許発明、登録実用新案の範囲は、特許請求の範囲、実用新案登録請求の範囲等の文言による記載に基づいて定められる（いわゆる、クレーム制度）が（特七〇条、実二六条）、意匠は意匠登録請求の範囲を文言で記載する方法を採っていない。

二項は、平成一八年の一部改正において、意匠の類否判断について明確化するために、最高裁判例等の説示に基づき規定したものである。

〔字句の解釈〕

〈需要者〉 取引者及び需要者を意味する。最高裁判例上、意匠の類否判断の視点は一般需要者とされているが、当該最高裁判例以後、意匠の類否判断の視点を取引者、需要者としている裁判例が多く存在すること等を考慮し、意匠法においては、意匠の類否は、一般需要者ではなく需要者に起こさせる美感の共通性の有無に基づいて判断するものと規定した。

(同前)

第二五条 登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲については、特許庁に対し、判定を求めることができる。

2 特許庁長官は、前項の規定による求があつたときは、三名の審判官を指定して、その判定をさせなければならない。

3 特許法第七十一条第三項及び第四項の規定は、第一項の判定に準用する。(改正、平一一法律四一)

〔旧法との関係〕 二二条二項二号

〔趣旨〕

本条は、意匠の範囲についての特許庁の判定について規定したものである。意匠権者は登録意匠に類似する意匠も実施することができるから(二三条)、類似する意匠の範囲についても判定を求めることができるのである。詳細は特許法七一条の「趣旨」を参照されたい。

(同前)

第二五条の二 特許庁長官は、裁判所から登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲について鑑定の嘱託があつたと

きは、三名の審判官を指定して、その鑑定をさせなければならない。

2 特許法第七十一条の二第二項の規定は、前項の鑑定の嘱託に準用する。

(本条追加、平一一法律四一)

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣旨〕

本条は、裁判所から登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲について鑑定の嘱託があったときの取扱いについて規定したものである。詳細は特許法七一条の二の「趣旨」を参照されたい。

〔字句の解説〕

〈鑑定の嘱託〉 特許法七一条の二の「字句の解説」参照。

（他人の登録意匠等との関係）

第二六条 意匠権者、専用実施権者又は通常実施権者は、その登録意匠がその意匠登録出願の日前の出願に係る他人の登録意匠若しくはこれに類似する意匠、特許発明若しくは登録実用新案を利用するものであるとき、又はその意匠権のうち登録意匠に係る部分がその意匠登録出願の日前の出願に係る他人の特許権、実用新案権若しくは商標権若しくはその意匠登録出願の日前に生じた他人の著作権と抵触するときは、業としてその登録意匠の実施をすることができない。

2 意匠権者、専用実施権者又は通常実施権者は、その登録意匠に類似する意匠がその意匠登録出願の日前の出願に係る他人の登録意匠若しくはこれに類似する意匠、特許発明若しくは登録実用新案を利用するものであるとき、又はその意匠権のうち登録意匠に類似する意匠に係る部分がその意匠登録出願の日前の出願に係る他人の意匠権、特許権、実用新案権若しくは商標権若しくはその意匠登録出願の日前に生じた他人の著作権と抵触するときは、業としてその登録意匠に類似する意匠の実施をすることができない。

〔旧法との関係〕 八条四項

〔趣 旨〕

本条は、他人の登録意匠等との関係について規定したものである。

旧法は実用新案権・商標権との抵触、登録実用新案との利用について規定しているにすぎないが、利用抵触の関係が生ずるのはこれらの場合に限られないので、本条ではさらに登録意匠・特許発明を利用する場合、意匠権・特許権・著作権と抵触する場合新たに規定した。

まず一項は登録意匠について利用抵触関係が生ずる場合についての規定である。他人の登録意匠を利用する場合は、ある物品の意匠Aがその意匠権の対象となっていた場合に、その意匠Aをそのまま実施することとなるような意匠であるときを指す。

たとえば、他人がハンドルの意匠について意匠権を有する場合において、そのハンドルを用いた自転車の意匠について意匠登録を受けたような場合である。この場合、ハンドルの意匠を実施しなければ、自転車の意匠を実施できないので、自転車の意匠権者は、自己の意匠を実施しようとするときはハンドルの意匠権者からそのハンドルの意匠権について実施の許諾を受けなければならないのである。その許諾が受けられないときは、三三条の規定に従い、特許庁長官に対し通常実施権の設定をすべき旨の裁定を請求することができる。特許発明・登録実用新案を利用する場合もこれに準じて考えることができよう。

意匠権が特許権あるいは実用新案権と抵触する場合は、ある物品の形状が技術的效果もあり同時に美的でもあるという場合に、技術的效果の面について特許権あるいは実用新案権が、美的な面について意匠権が、それぞれ設定されているときをいう。また意匠権と商標権との抵触は、ある物品の形状や模様が意匠でもあり商標でもある場合に生ずることがある。

意匠権が著作権と抵触する場合とは、著作権の対象である彫刻を置物のようにある物品の形状として用いたときなどに考えられる。

二項は登録意匠に類似する意匠について利用抵触関係が生ずる場合を規定している。「意匠権のうち登録意匠に類似する意匠に係る部分はその意匠登録出願の日前の出願に係る他人の意匠権と抵触するとき」とは、二つの登録意匠の類似範囲が重なり合う場合（二三条の「趣旨」参照）、出願が後である意匠権者はその重複する部分について実施をすることができない旨の規定である。

本条に該当する場合には、通常実施権の許諾を受けなければならない。権利者が任意に通常実施権を許諾しない場合には、特許庁長官の裁定を請求できる（三三条）。

（専用実施権）

第二七条 意匠権者は、その意匠権について専用実施権を設定することができる。ただし、本意匠又は関連意匠の意匠権についての専用実施権は、本意匠及びすべての関連意匠の意匠権について、同一の者に対して同時に設定する場合に限り、設定することができる。（改正、平一〇法律五一）

2 専用実施権者は、設定行為で定めた範囲内において、業としてその登録意匠又はこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する。

3 本意匠の意匠権が第四十四条第四項の規定により消滅したとき、無効にすべき旨の審決が確定したとき、又は放棄されたときは、当該本意匠に係る関連意匠の意匠権についての専用実施権は、すべての関連意匠の意匠権について同一の者に対して同時に設定する場合に限り、設定することができる。（本項追加、平一〇法律五一）

4 特許法第七十七条第三項から第五項まで（移転等）、第九十七条第二項（放棄）並びに第九十八条第一項第二

号及び第二項（登録の効果）の規定は、専用実施権に準用する。

〔旧法との関係〕 二五条において特許法四四條一項の規定を準用。

〔趣旨〕

本条は、本意匠及びその関連意匠の意匠権についての専用実施権について規定したものである。

一項ただし書は、平成一〇年の一部改正において関連意匠制度の創設に伴って新設された規定である。本意匠及びその関連意匠の意匠権の一部に専用実施権が設定された場合や別々の者に専用実施権が設定された場合に、専用実施権の重複部分について二以上の者に排他権が成立することになり、関連意匠制度の制度趣旨に反することとなるため、本意匠又はその関連意匠の意匠権についての専用実施権を設定する場合は、同一の者に対して、同時にその本意匠に係るすべての関連意匠の意匠権についての専用実施権又はその関連意匠に係る本意匠及びその他の関連意匠の意匠権についての専用実施権を設定し、その設定された状態を維持すべき旨を規定したものである。

三項は、存続期間の満了以外の理由で本意匠が消滅した場合、一度設定された権利関係の安定性を図るために、関連意匠の意匠権についての専用実施権は同一の者に対して同時に設定し、その設定された状態を維持しなければならない旨を規定したものである。

一項本文、二項、四項の趣旨については、特許法七七條〔趣旨〕を参照。

〔字句の解釈〕

〈業として〉特許法六八條〔字句の解釈〕参照。

（通常実施権）

第二八条 意匠権者は、その意匠権について他人に通常実施権を許諾することができる。

2 通常実施権者は、この法律の規定により又は設定行為で定めた範囲内において、業としてその登録意匠又はこれに類似する意匠の実施をする権利を有する。

3 特許法第七十三条第一項（共有）、第九十七条第三項（放棄）及び第九十九条（登録の効果）の規定は、通常実施権に準用する。この場合において、同条第二項中「第七十九条」とあるのは、「意匠法第二十九条若しくは第二十九条の二」と読み替えるものとする。（改正、平一〇法律五一）

〔旧法との関係〕 二五条において特許法四八条の規定を準用。

〔趣旨〕

本条は、通常実施権について規定したものであり、一項は、通常実施権の許諾について、二項は、通常実施権の権利の内容について規定したものである。一項及び二項の趣旨は特許法七八条「趣旨」を参照。

三項は、通常実施権の共有、放棄及び登録の効果について、特許法の規定を準用する旨を定めたものである。

なお、平成一〇年の一部改正において、先出願による通常実施権の規定（二九条の二）が新たに設けられたことにより、特許法における法定実施権の内容と意匠法における法定実施権の内容について疑義が生じないように、これまでの特許法の法定実施権と同様のものに加えて、新設される通常実施権を含めて準用される旨の読み替え規定を設けた。

（先使用による通常実施権）

第二九条 意匠登録出願に係る意匠を知らないで自らその意匠若しくはこれに類似する意匠の創作をし、又は意匠登録出願に係る意匠を知らないでその意匠若しくはこれに類似する意匠の創作をした者から知得して、意匠登録

出願の際（第九条の二の規定により、又は第十七条の三第一項（第五十条第一項（第五十七条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により、その意匠登録出願が手続補正書を提出した時にしたもの）とみなされたときは、もとの意匠登録出願の際又は手続補正書を提出した際）現に日本国内においてその意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者は、その実施又は準備をしている意匠及び事業の目的の範囲内において、その意匠登録出願に係る意匠権について通常実施権を有する。（改正、昭六〇法律四一、平五法律二二）

〔旧法との関係〕 九条

〔趣旨〕

特許法七九条の「趣旨」参照。なお、特許法及び実用新案法とは異なり、昭和六〇年の一部改正において意匠法では補正却下後の新出願制度が存置された（一七条の三参照）。この新出願は手続補正書を提出した時に意匠登録出願をしたものとみなされるが、そのような場合には、九条の二（従来は一五条一項で特許法四〇条を準用していたが、平成五年の一部改正により、九条の二を新設）の場合とともにその意匠登録出願の際か手続補正書を提出した際のいずれかの時点において本条の要件が満たされれば、先使用による通常実施権が認められる。なお、平成五年の一部改正により、本条で引用されている条文が移動されたことに伴い、関連箇所を改正を行った。

〔字句の解釈〕

〈事業の準備〉 特許法七九条の「字句の解釈」3参照。

（先出願による通常実施権）

第二九条の二 意匠登録出願に係る意匠を知らないで自らその意匠若しくはこれに類似する意匠の創作をし、又は

意匠登録出願に係る意匠を知らないでその意匠若しくはこれに類似する意匠の創作をした者から知得して、意匠権の設定の登録の際現に日本国内においてその意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者（前条に該当する者を除く。）は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、その実施又は準備をしている意匠及び事業の目的の範囲内において、その意匠登録出願に係る意匠権について通常実施権を有する。

一 その意匠登録出願の日前に、自らその意匠又はこれに類似する意匠について意匠登録出願をし、当該意匠登録出願に係る意匠の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者であること。

二 前号の自らした意匠登録出願について、その意匠登録出願に係る意匠が第三条第一項各号の一に該当し、拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定した者であること。

（本条追加、平一〇法律五一）

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣 旨〕

本条は、先出願による通常実施権について規定したものである。本条の規定の適用がある場合について例示する。甲が平成一一年二月一日に意匠Xについて意匠登録出願をした場合に、意匠権の存在しない公然知られた意匠Zに客観的に類似するものであったため、当該出願について、同年九月一日に拒絶査定が確定した。一方、乙は甲の意匠登録出願の内容である意匠Xと類似する意匠Yを自分で独立的に（すなわち、甲の模倣としてではなく）創作し、平成一一年四月一日に意匠登録出願をし、同年一月一日に意匠登録された場合に、甲が一月一日の時点で自らが出願していた意匠X

の実施をしていたとすれば、甲は意匠Yが意匠登録された後も引き続き意匠Xの実施をする権利を有するといふものである。

一 この規定を採用したのは、九条三項の規定の改正に伴うものである。

(1) 昭和三四年法では、拒絶査定又は審決が確定した意匠登録出願（以下、拒絶確定出願とする。）は、先後願の判断においては先願として取り扱われ、これと同一又は類似する意匠に係る後願の意匠登録は排除されることから、先に意匠登録出願した者がその拒絶確定出願に係る意匠を実施しても、これに類似する後願の意匠権により権利侵害とされる事態は起り得なかった。

(2) 平成一〇年の一部改正により、拒絶確定出願を先後願の判断において先願として取り扱われないこととしたのに伴い、拒絶確定出願に類似する後願に係る意匠登録出願であっても、他の登録要件を具備する意匠について意匠登録される場合があり得ることから、現行制度において規定されている先使用による通常実施権（二九条）が認められないときには、後願意匠の登録により先願の拒絶確定出願の実施が後発的に制限され、その実施者は不測の損害を被るおそれが生じることとなる。

(3) 先願の規定の改正に伴うこのような問題に対応し、新たに意匠権を取得することができるようになる後願に係る意匠権者と先願に係る拒絶確定出願の出願人との利害関係を調整するため、本条に規定する全ての要件を具備する場合に、後願に係る意匠権についての通常実施権を設けたものである。

二 本条の通常実施権が認められるのは、以下の三つの要件を全て具備する場合である。

(1) 実施開始の时期的要件（柱書）

本条の通常実施権が認められるには、後願に係る意匠権の設定登録の際に、その意匠又はこれに類似する意匠の実施又はその準備をしていなければならない。

なお、柱書に「(前条に該当する者を除く。)」という規定を設けたのは、次のような理由に基づく。すなわち、本条の通常実施権は、後願に係る意匠登録出願からその設定登録までの間に開始された実施等について対象とするものであり、後願に係る意匠登録出願前からの実施等について複数の通常実施権が認められることとした場合は、後願の意匠権者の権利を不当に制約することにもなりかねないことから、専ら先使用による通常実施権(二九条)によるべき旨を定めた。したがって、前条及び本条の通常実施権の要件をともに具備している場合は、前条の通常実施権のみしか主張することができない。

(2) 先出願の拒絶確定意匠と実施意匠との関係についての要件(一号)

本条の通常実施権が認められるには、意匠権の設定登録がされる後願よりも先にその意匠又はこれに類似する意匠の意匠登録出願をし、自らが意匠登録出願をした意匠の実施又はその準備をしていなければならない。

(3) 先出願の拒絶確定意匠についての客観的要件(二号)

本条の通常実施権が認められるには、自らが意匠登録出願した意匠について拒絶査定又は審決が確定しており、かつ、その意匠が客観的に三条一項各号(公然知られた又は刊行物記載の意匠と同一又は類似)の一到該当していなければならない。

三 本条の先出願による通常実施権が認められる者は、意匠権の設定登録がされる後願よりも先に出願をした者であり、かつ、後願に係る意匠の設定登録(権利の発生)の際、現に日本国内において実施又はその準備を開始している者であって、後願に係る意匠権者の行為(意匠登録出願・意匠権の設定登録)よりも先になされていることから、前条の先使用による通常実施権の場合と同様に、意匠権者に対して対価を支払う必要はない。

〔字句の解釈〕

〈第三条第一項各号の一到該当〉三条一項各号の一到該当するとは、先願として意匠登録出願された意匠が、客観的に

その出願前に意匠権の設定登録がされていない公然知られた又は刊行物に記載された若しくは電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠又はこれに類似する意匠であるという趣旨である。本条が設けられたのは、自己の意匠登録出願した意匠が三条一項各号（公然知られた又は刊行物に記載された若しくは電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠と同一又は類似の意匠）の意匠に該当している場合、すなわち、その出願前に意匠権の設定登録がされていない公然知られた又は刊行物に記載された若しくは電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠又はこれに類似する意匠に客観的に該当する場合であつて、その意匠登録出願が拒絶されたときには、自らは意匠登録を受けることはできないながらも他人の許諾を得ることなく実施することが可能であり、その出願をした意匠の実施が後願に係る登録意匠によつて後発的に意匠権侵害とはされないとの安心感を抱くものと認められることによるものである。なお、同号に該当する場合としては、他人の意匠権が存する意匠と同一又は類似する場合もあり得るが、しかしながら、このような場合に、意匠権者の許諾を得ることなく実施等をしたときは、後願に係る意匠権の通常実施権の当否を論じるまでもなくその意匠権の侵害を構成することから、実際には、意匠権の設定登録がされていない公然知られた又は刊行物に記載された若しくは電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠又はこれに類似する意匠に限られることになる。

（無効審判の請求登録前の実施による通常実施権）

第三〇条 次の各号のいずれかに該当する者であつて、意匠登録無効審判の請求の登録前に、意匠登録が第四十八条第一項各号のいずれかに該当することを知らないで、日本国内において当該意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしているもの又はその事業の準備をしているものは、その実施又は準備をしている意匠及び事業の目的の範囲内において、当該意匠権又はその意匠登録を無効にした際現に存する専用実施権について通常実施

権を有する。(改正、平一五法律四七)

- 一 同一又は類似の意匠についての二以上の意匠登録のうち、その一を無効にした場合における原意匠権者
 - 二 意匠登録を無効にして同一又は類似の意匠について正当権利者に意匠登録をした場合における原意匠権者
 - 三 前二号に掲げる場合において、意匠登録無効審判の請求の登録の際現にその無効にした意匠登録に係る意匠権についての専用実施権又はその意匠権若しくは専用実施権についての第二十八条第三項において準用する特許法第九十九条第一項「登録の効果」の効力を有する通常実施権を有する者(改正、平一五法律四七)
- 2 当該意匠権者又は専用実施権者は、前項の規定により通常実施権を有する者から相当の対価を受ける権利を有する。

〔旧法との関係〕 一〇条

〔趣旨〕

特許法八〇条の「趣旨」参照

なお、平成一五年の一部改正において、四八条一項の審判を意匠登録無効審判と規定する修正を行った。趣旨については四六条を参照されたい。

(意匠権等の存続期間満了後の通常実施権)

第三十一条 意匠登録出願の日前又はこれと同日の意匠登録出願に係る意匠権のうち登録意匠に類似する意匠に係る部分がその意匠登録出願に係る意匠権と抵触する場合において、その意匠権の存続期間が満了したときは、その原意匠権者は、原意匠権の範囲内において、当該意匠権又はその意匠権の存続期間の満了の際現に存する専用実

施権について通常実施権を有する。

- 2 前項の規定は、意匠登録出願の日前又はこれと同日の出願に係る特許権又は実用新案権がその意匠登録出願に係る意匠権と抵触する場合において、その特許権又は実用新案権の存続期間が満了したときに準用する。

〔旧法との関係〕 二二条

〔趣旨〕

本条は、意匠権等の存続期間満了後の通常実施権について規定したものである。特許法八一条と同趣旨で詳細は同条の「趣旨」を参照されたいが、やや特殊なものは意匠権相互間の抵触について規定している点である。これは類似範囲も権利の内容に包摂する意匠権の特殊性によるものである。すなわち、意匠権者甲の登録意匠Aと意匠権者乙の登録意匠Bとが登録意匠に類似する意匠としてともにCを有すると仮定する。甲が先に出願をしたのであれば、乙はCについては実施することができない（二二条第二項）。その場合、甲の意匠権が存続期間満了によって消滅した場合に、Cについて甲が実施することを認めたい（二項）。二項では特許権との抵触を規定したのが旧法と異なる。

（同前）

第三二条 意匠登録出願の日前又はこれと同日の意匠登録出願に係る意匠権のうち登録意匠に類似する意匠に係る

部分がその意匠登録出願に係る意匠権と抵触する場合において、その意匠権の存続期間が満了したときは、その満了の際現にその存続期間が満了した意匠権についての専用実施権又はその意匠権若しくは専用実施権についての第二十八条第三項において準用する特許法第九十九条第一項「登録の効果」の効力を有する通常実施権を有する者は、原権利の範囲内において、当該意匠権又はその意匠権の存続期間の満了の際現に存する専用実施権につ

いて通常実施権を有する。

- 2 前項の規定は、意匠登録出願の日前又はこれと同日の出願に係る特許権又は実用新案権がその意匠登録出願に係る意匠権と抵触する場合において、その特許権又は実用新案権の存続期間が満了したときに準用する。
- 3 当該意匠権者又は専用実施権者は、前二項の規定により通常実施権を有する者から相当の対価を受ける権利を有する。

〔旧法との関係〕 一〇条二項

〔趣 旨〕

特許法八二条の「趣旨」参照。

（通常実施権の設定の裁定）

第三三条 意匠権者又は専用実施権者は、その登録意匠又はこれに類似する意匠が第二十六条〔他人の登録意匠等との関係〕に規定する場合に該当するときは、同条の他人に対しその登録意匠又はこれに類似する意匠の実施をするための通常実施権又は特許権若しくは実用新案権についての通常実施権の許諾について協議を求めることができる。（改正、昭四六法律九六）

2 前項の協議を求められた第二十六条の他人は、その協議を求めた意匠権者又は専用実施権者に対し、これらの者がその協議により通常実施権又は特許権若しくは実用新案権についての通常実施権の許諾を受けて実施をしようとする登録意匠又はこれに類似する意匠の範囲内において、通常実施権の許諾について協議を求めることができ。（追加、昭五〇法律四六）

- 3 第一項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、意匠権者又は専用実施権者は、特許庁長官の裁定を請求することができる。(改正、昭五〇法律四六)
- 4 第二項の協議が成立せず、又は協議をすることができない場合において、前項の裁定の請求があつたときは、第二十六条の他人は、第七項において準用する特許法第八十四条〔答弁書の提出〕の規定によりその者が答弁書を提出すべき期間として特許庁長官が指定した期間内に限り、特許庁長官の裁定を請求することができる。(追加、昭五〇法律四六)
- 5 特許庁長官は、第三項又は前項の場合において、当該通常実施権を設定することが第二十六条の他人又は意匠権者若しくは専用実施権者の利益を不当に害することとなるときは、当該通常実施権を設定すべき旨の裁定をすることができる。(改正、昭五〇法律四六)
- 6 特許庁長官は、前項に規定する場合のほか、第四項の場合において、第三項の裁定の請求について通常実施権を設定すべき旨の裁定をしないときは、当該通常実施権を設定すべき旨の裁定をすることができない。(追加、昭五〇法律四六)
- 7 特許法第八十四条、第八十五条第一項及び第八十六条から第九十一条の二まで(裁定の手続等)の規定は、第三項又は第四項の裁定に準用する。(改正、昭三七法律一六一、昭五〇法律四六)

〔旧法との関係〕 一三条

〔趣旨〕

特許法九二条の〔趣旨〕参照。

(通常実施権の移転等)

第三四條 通常実施権は、前条第三項若しくは第四項〔通常実施権の設定の裁定〕、特許法第九十二条第三項〔自己の特許発明の実施をするための通常実施権の設定の裁定〕又は実用新案法第二十二條第三項〔自己の登録実用新案の実施をするための通常実施権の設定の裁定〕の裁定による通常実施権を除き、実施の事業とともにする場合、意匠権者(専用実施権)についての通常実施権にあつては、意匠権者及び専用実施権者(意匠権者)の承諾を得た場合及び相統その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。(改正、昭五〇法律四六)

2 通常実施権者は、前条第三項若しくは第四項、特許法第九十二条第三項又は実用新案法第二十二條第三項の裁定による通常実施権を除き、意匠権者(専用実施権)についての通常実施権にあつては、意匠権者及び専用実施権者(意匠権者)の承諾を得た場合限り、その通常実施権について質権を設定することができる。(改正、昭五〇法律四六)

3 前条第三項、特許法第九十二条第三項又は実用新案法第二十二條第三項の裁定による通常実施権は、その通常実施権者の当該意匠権、特許権又は実用新案権が実施の事業とともに移転したときはこれらに従つて移転し、その意匠権、特許権又は実用新案権が実施の事業と分離して移転したとき、又は消滅したときは消滅する。(改正、昭五〇法律四六、平六法律一一六)

4 前条第四項の裁定による通常実施権は、その通常実施権者の当該意匠権、特許権又は実用新案権に従つて移転し、その意匠権、特許権又は実用新案権が消滅したときは消滅する。(本項追加、平六法律一一六)

〔旧法との関係〕

二五條において特許法五一條の規定を準用。

〔趣旨〕

特許法九四条の〔趣旨〕参照。

(質権)

- 第三五条 意匠権、専用実施権又は通常実施権を目的として質権を設定したときは、質権者は、契約で別段の定をした場合を除き、当該登録意匠又はこれに類似する意匠の実施をすることができない。
- 2 特許法第九十六条（物上代位）の規定は、意匠権、専用実施権又は通常実施権を目的とする質権に準用する。
- 3 特許法第九十八条第一項第三号及び第二項（登録の効果）の規定は、意匠権又は専用実施権を目的とする質権に準用する。
- 4 特許法第九十九条第三項（登録の効果）の規定は、通常実施権を目的とする質権に準用する。

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣旨〕

特許法九五条の〔趣旨〕参照。

(特許法の準用)

第三六条 特許法第六十九条第一項及び第二項（特許権の効力が及ばない範囲）、第七十三条（共有）、第七十六条（相続人がない場合の特許権の消滅）、第九十七条第一項（放棄）並びに第九十八条第一項第一号及び第二項（登録の効果）の規定は、意匠権に準用する。（改正、昭五〇法律四六）

〔旧法との関係〕 二五条で特許法の規定を準用。

〔趣旨〕

本条は、特許法の準用条文について規定したものである。

第二節 権利侵害

（差止請求権）

第三七条 意匠権者又は専用実施権者は、自己の意匠権又は専用実施権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

2 意匠権者又は専用実施権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物（プログラム等〔特許法第二二条第四項に規定するプログラム等をいう。次条において同じ。〕を含む。以下同じ。）の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。（改正、平一四法律二四）

3 第十四条第一項〔秘密意匠〕の規定により秘密にすることを請求した意匠に係る意匠権者又は専用実施権者は、その意匠に関し第二十条第三項各号〔意匠公報の掲載事項〕に掲げる事項を記載した書面であつて特許庁長官の証明を受けたものを提示して警告した後でなければ、第一項の規定による請求をすることができない。

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣旨〕

本条は、差止請求権について規定したものである。一項及び二項は特許法一〇〇条と同旨であるから同条の〔趣旨〕

を参照されたい。

なお、平成一四年の一部改正において、二項の侵害の行為を組成する物にプログラム等が含まれる事が明文化された。これは、意匠法の保護対象である「物品」に無体物である「プログラム等」は含まれないが、侵害の行為を組成する物には、侵害物品を製造するために用いられる工作機の制御プログラム等が含まれ得るためである。

三項は意匠法に固有の規定である。差止請求権は侵害者の善意悪意を問わず行使することができるものである。しかし、秘密意匠の内容は一般公衆には公示されていないので（二〇条四項）、秘密意匠と同一または類似の意匠を善意で実施している者に対して、いきなり差止請求を行うことができるとしたのでは苛酷にすぎると考えられ、本項の規定が設けられたのである。すなわち、一定の事項を記載し、かつ、特許庁長官の証明を受けた書面を提示して警告した後でなければ、差止請求権を行使できない。この警告を受けた者は秘密意匠の存在、内容等についてさらに詳細を調査するため秘密意匠の閲覧を請求できるが（一四条四項）、警告後もなお実施を継続するときは悪意の侵害者となり、侵害行為の停止または予防のみならず、損害賠償を請求されることになる。

（侵害とみなす行為）

第三八条 次に掲げる行為は、当該意匠権又は専用実施権を侵害するものとみなす。

- 一 業として、登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造にのみ用いる物の生産、譲渡等（譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。以下同じ。）若しくは輸入又は譲渡等の申出（譲渡等のための展示を含む。以下同じ。）をする行為
- 二 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品を業としての譲渡、貸渡し又は輸出のために所持する行為

(改正、平六法律二一六、平一四法律二四、平一八法律五五)

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣旨〕

本条は、通常間接侵害と称されている行為についての規定である。例えば、意匠権の侵害に用いられる専用部品の供給などの行為は、多くの場合意匠権を直接に侵害するとはいえないが、直接侵害を惹起する蓋然性が極めて高く、そのような行為を放置することは、意匠権の効力の実効性を失わせることになる。本条は、このような問題に対処するために設けられたものであり、侵害の予備的又は幫助的行為のうち、直接侵害を誘発する蓋然性が極めて高い一定の行為を意匠権の侵害とみなす規定である。本条の規定が適用される例としては、カメラに意匠権が設定されている場合に、そのカメラを作るための部品のセットを製造する場合等があげられる。このとき、部品のセット自体はカメラの意匠権を直接侵害するものではないが、そのカメラの部品のセットでカメラ以外のものを作るとは考え難い場合は、いずれはその組立セットによって侵害行為がされるものであるから、その前の段階における行為を侵害行為とみなして禁止しようというものである。この場合に、製造されたセットを購入等した者がカメラを組み立てた後における、その使用等の行為を侵害行為として押えてゆくことは理論的には可能なわけであるが、実際には多数の者によって各個に侵害行為がなされるので、その全てを押えてゆくことは容易なことではないところから、意匠権者の保護のためこのような規定が設けられたものである。しかし、このような規定は濫用されるおそれもあるため、本条においても濫用による弊害を懸念し、「その物品の製造にのみ用いる物」と極めて限定的な規定が設けられている。

なお、平成六年の一部改正において、TRIPS二八条の規定に従い特許法二条三項における発明の実施行為に「譲渡若しくは貸渡しの申出」が規定されたことに合わせ、必要な改正を行った。

平成一四年の一部改正において、特許法の保護対象に特許法上の「物」にプログラム等が含まれること、及び、ネットワークを通じてプログラム等の提供等の新たな流通・サービス形態が発明の実施に含まれることを明確にする改正に合わせ、必要な改正を行った。なお、意匠権の間接侵害を構成する物に、意匠法の保護対象である「物品」に含まれない、無体物である「プログラム等」が含まれるのは、意匠権の侵害物品を製造するために用いられる工作機の制御プログラム等が含まれるためである。なお、特許法とは異なり、意匠法においては、主観的要件を導入した新たな間接侵害規定の追加は行わなかったため、客観的要件としての対象物について「専用品」に限定する規定が残された。

また、平成一八年の一部改正において、意匠権を侵害する物品を譲渡等（譲渡及び貸渡し）又は輸出を目的として所持する行為を「侵害とみなす行為」に追加するとともに、条文の構成を侵害行為を列記する形式に改めた。侵害物品を「譲渡等」又は「輸出」する行為は、事後的な侵害防止措置が困難になる蓋然性の高い行為であるため、これらを目的として「所持」する行為を侵害とみなす行為とすることにより、侵害行為禁止の実効性を高めるとともに、侵害物品拡散の抑止を図るものである。

（損害の額の推定等）

第三九条 意匠権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の意匠権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為を組成した物品を譲渡したときは、その譲渡した物品の数量（以下この項において「譲渡数量」という。）に、意匠権者又は専用実施権者がその侵害の行為がなければ販売することができた物品の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、意匠権者又は専用実施権者の実施の能力に応じた額を超えない限度において、意匠権者又は専用実施権者が受けた損害の額とすることができる。ただし、譲渡数量の全部又は一部に相当する数量を意匠権者又は専用実施権者が販

売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量に応じた額を控除するものとする。
(本項追加、平一〇法律五一)

2 意匠権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の意匠権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、意匠権者又は専用実施権者が受けた損害の額と推定する。

3 意匠権者又は専用実施権者は、故意又は過失により自己の意匠権又は専用実施権を侵害した者に対し、その登録意匠又はこれに類似する意匠の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる。(改正、平一〇法律五一)

4 前項の規定は、同項に規定する金額を超える損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、意匠権又は専用実施権を侵害した者に故意又は重大な過失がなかつたときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるについて、これを参酌することができる。(改正、平一〇法律五一)

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣旨〕

特許法一〇二条の「趣旨」参照。

(過失の推定)

第四〇条 他人の意匠権又は専用実施権を侵害した者は、その侵害の行為について過失があつたものと推定する。
ただし、第十四条第一項「秘密意匠」の規定により秘密にすることを請求した意匠に係る意匠権又は専用実施権

の侵害については、この限りでない。

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣旨〕

本条は、過失の推定について規定したものである。本文については特許法一〇三条の「趣旨」を参照されたい。ただし書は秘密意匠に関するものである。秘密意匠は意匠権が発生してもただちにその内容が公告されない関係上（二〇条四項）、その間に意匠権を侵害した者に過失があったと推定するのは酷であり、秘密意匠の場合は例外としたのである。したがって、一般原則によって権利者が過失を立証することになる。

（特許法の準用）

第四一条 特許法第百四条の二から第百五条の六まで（具体的態様の明示義務、特許権者等の権利行使の制限、書類の提出等、損害計算のための鑑定、相当な損害額の認定、秘密保持命令、秘密保持命令の取消し及び訴訟記録の閲覧等の請求の通知等）及び第百六条（信用回復の措置）の規定は、意匠権又は専用実施権の侵害に準用する。（改正、平一一法律四一、平一六法律二一〇）

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣旨〕

本条は、意匠権又は専用実施権の侵害に関する特許法の準用条文について規定したものである。なお、平成一一年の一部改正において、新設された特許法一〇四条の二（具体的態様の明示義務）、一〇五条の二（損害

計算のための鑑定)及び一〇五条の三(相当な損害額の認定)の規定が新たに準用されることとなった。

また、平成一六年の裁判所法等の一部改正において、新設された特許法一〇四条の三(特許権者等の権利行使の制限)及び一〇五条の四から一〇五条の六(秘密保持命令、秘密保持命令の取消し及び訴訟記録の閲覧等の請求の通知等)の規定が、新たに準用されることとなった。

〔参 考〕

意匠権は方法について与えられるものではないため、特許法一〇四条(生産方法の推定)は準用されない。また、平成一六年の裁判所法等の一部改正において新設された特許法一〇五条の七(当事者尋問等の公開停止)の規定は、意匠の性質上準用されない。

第三節 登 録 料

(登録料)

第四二条 意匠権の設定の登録を受ける者又は意匠権者は、登録料として、第二十一条〔存続期間〕に規定する存

続期間の満了までの各年について、一件ごとに、次に掲げる金額を納付しなければならない。

- 一 第一年から第三年まで 毎年八千五百円
- 二 第四年から第十年まで 毎年一万六千九百円
- 三 第十一年から第二十年まで 毎年三万三千八百円(改正、平一八法律五五)

(改正、昭四五法律九一、昭五〇法律四六、昭五三法律二七、昭五六法律四五、昭五九法律二三、昭六二法律二七、平五法律二六)

- 2 前項の規定は、国に属する意匠権には、適用しない。(改正、平一〇法律五一、平一一法律三二〇、平一五法律四七)
- 3 第一項の登録料は、意匠権が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する登録料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。(本項追加、平一〇法律五一、改正、平一一法律三二〇、平一五法律四七)
- 4 前項の規定により算定した登録料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。(本項追加、平一〇法律五一、改正、平一一法律三二〇、平一五法律四七)
- 5 第一項の登録料の納付は、経済産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。ただし、経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。(本項追加、昭五九法律二四、改正、平八法律六八、平一〇法律五一、平一一法律一六〇、平一一法律二二〇、平一五法律四七)

〔旧法との関係〕 二〇条

〔趣旨〕

本条は登録料を定めたものであり、趣旨については特許法一〇七条の「趣旨」参照(なお、昭和四五年、昭和五〇年、昭和五三年、昭和五六年、昭和五九年、昭和六二年及び平成五年に料金改定が行われている)。一項三号は昭和三四年制定の現行法により意匠権の存続期間が延長されたことに関連して新設された。なお、平成一八年の一部改正において、存続期間が一五年から二〇年に延長されたが、第一六年から第二〇年までの登録料については、第一一年から第一五年までの登録料と同額とされた。これは、意匠権は、技術ではなく美的な物品のデザインに対して与えられる権利であることから、権利を早期に手放すことを促進する政策的必要性は特許権に比較して強くないと考えられたためである。

なお、平成一〇年の一部改正において、類似意匠制度を廃止したことに伴い、類似意匠の意匠登録を受けようする場合の登録料について定めた旧二項を削除した。

また、平成一五年の一部改正において、登録料等の納付義務が生じないとする対象から独立行政法人が外れたことに伴い、旧三項を削除するとともに、必要な改正をおこなった。

(登録料の納付期限)

第四三条 前条第一項第一号の規定による第一年分の登録料は、意匠登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に納付しなければならない。(改正、平一〇法律五一)

2 前条第一項の規定による第二年以後の各年分の登録料は、前年以前に納付しなければならない。

3 特許庁長官は、登録料を納付すべき者の請求により、三十日以内を限り、第一項に規定する期間を延長することができる。

〔旧法との関係〕 施規九条

〔趣旨〕

本条は、登録料の納付期限について規定したものである。

旧施行規則九条では「第一年乃至第三年分ノ登録料」を査定または審決が確定した日から三〇日以内に納付すべき旨を規定していたが、意匠には流行によって左右される短期間の寿命しかないものも相当にあり、一度に三年分の登録料をとるまでもないと考えられるので、意匠権の設定の登録の際にも一年分の登録料を納付すればよいとしたのである。その反面、特許料や、実用新案の登録料の場合のごとく、納付の減免又は猶予(特一〇九条、実三二条の二)は認

められない。その他詳細については特許法一〇八条の「趣旨」を参照されたい。
 なお、平成一〇年の一部改正において、類似意匠の登録料を定めた四二条二項が削除されたことに伴い、該当個所を改正した。

(登録料の追納)

第四四条 意匠権者は、前条第二項に規定する期間内に登録料を納付することができないときは、その期間が経過した後であつても、その期間の経過後六月以内にその登録料を追納することができる。

2 前項の規定により登録料を追納する意匠権者は、第四十二条第一項「登録料」の規定により納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。

3 前項の割増登録料の納付は、経済産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。ただし、経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。(本項追加、昭五九法律二四、改正、平八法律六八、平一一法律一六〇)

4 意匠権者が第一項の規定により登録料を追納することができる期間内にその登録料及び第二項の割増登録料を納付しないときは、その意匠権は、前条第二項に規定する期間の経過の時にさかのぼつて消滅したものとみなす。(改正、昭五九法律二三)

〔旧法との関係〕 二五条において特許法六二条の規定を準用。

〔趣旨〕

特許法一一二条の「趣旨」参照。なお、平成八年の一部改正では、三項に規定する割増登録料の納付方法について

も、登録料の場合（四二条）と同様に、特許印紙による納付に加えて現金による納付を可能とした。

（登録料の追納による意匠権の回復）

第四四条の二 前条第四項の規定により消滅したものとみなされた意匠権の原意匠権者は、その責めに帰することができない理由により同条第一項の規定により登録料を追納することができる期間内に同条第四項に規定する登録料及び割増登録料を納付することができなかつたときは、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内に限り、その登録料及び割増登録料を追納することができる。

2 前項の規定による登録料及び割増登録料の追納があつたときは、その意匠権は、第四十三条第二項「登録料の納付期限」に規定する期間の経過の時にさかのぼつて存続していたものとみなす。

（本条追加、平六法律一一六）

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣旨〕

特許法一一二条の二の「趣旨」参照。

（回復した意匠権の効力の制限）

第四四条の三 前条第二項の規定により意匠権が回復したときは、その意匠権の効力は、第四十四条第一項「登録料の追納」の規定により登録料を追納することができる期間の経過後意匠権の回復の登録前に輸入し、又は日本国内において製造し、若しくは取得した当該登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品には、及ばない。

2 前条第二項の規定により回復した意匠権の効力は、第四十四条第一項の規定により登録料を追納することができる期間の経過後意匠権の回復の登録前における次に掲げる行為には、及ばない。

一 当該意匠又はこれに類似する意匠の実施

二 当該登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造にのみ用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をした行為（改正、平一四法律二四）

三 当該登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品を譲渡、貸渡し又は輸出のために所持した行為（本号追加、平一八法律五五）

（本条追加、平六法律一一六）

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣旨〕

特許法一一二条の三の「趣旨」参照。

なお、平成一四年の一部改正において、回復した意匠権の効力の及ばない範囲が、間接侵害規定の改正に合わせた適切なものとなるよう所要の改正を行った。ただし、特許法とは異なり、意匠法においては、主観的要件を導入した新たな間接侵害規定の追加は行わなかったため、客観的要件としての対象物について「専用品」に限定する規定が残された。

また、平成一八年の一部改正において、回復した意匠権の効力の及ばない範囲が、間接侵害規定の改正に合わせた適切なものとなるよう所要の改正を行った。

(特許法の準用)

第四十五条 特許法第一百条（利害関係人による特許料の納付）並びに第一百一十一条第一項（第三号を除く。）及び第二項（既納の特許料の返還）の規定は、登録料に準用する。（改正、昭六二法律二七）

〔旧法との関係〕 二五条において特許法の規定を準用。

〔趣 旨〕

本条は、特許法の準用条文について規定したものである。特許法一〇九条（特許料の減免又は猶予）を準用しなかった理由はすでに四三条の解説で述べたところである。